

一般組合の歴史と組織

—イギリスの運輸・一般労組 (TGWU) を例解として—

2018.5.19

浅見和彦

Ⅰ 一般組合はどのようにとらえられてきたのか

1、一般組合とは、どのような組織のことか

(1) 労働組合組織形態論とその変化 (図表1)

- ①クラフトユニオン
- ②産業別組合
 - その変種としての雇用別組合と材料別組合
- ③コールの「一般組合＝精算所」論 (1913年) とその後の変化
 - “半熟練労働者はクラフトユニオンへ” (コールの立場は産業別組合の推奨)
 - 一般組合を三大組織化方法に数えず、その後、“不熟練労働者の組合” に分類
 - 1950年代になって初めて“三大類型の一つ” とした
- ④性別組合など他の分類は (存在自体が) 消滅

(2) 一般組合 (general union) の3つの型 (図表2)

- ①「階級組合」型—労働者階級を丸ごと組織する志向
- ②「普通の労働者」型—「上層の労働者」の組織 (クラフトユニオン) などが保守的で閉鎖的な場合に「普通の労働者」を組織する組合
- ③「残余」型—主要な組織形態 (産業別組合など) の外側にいる「その他の労働者」の組織

(3) 各国における労働組合の主要な組織形態 (図表3)

- ①大陸ヨーロッパ型 (ドイツ、フランス、イタリア、スペイン)
- ②イギリス型 (イギリス、アイルランド、デンマーク、オーストラリア)
- ③アメリカ型
- ④日本型
- (⑤ノルウェー型を数えることもできる)

2、「一般組合＝特殊」論の背景としての「産業別組合」論

(1) 日本では、ナショナルセンターの構成組織は「産業別組合」

①全国組合は「産業別」組織であることを前提とした用語法

□「単産」＝単位産業別労働組合

□「産別」＝産業別労働組合

②産別会議、総同盟の組織構成

□産別会議—「全国的・地方的産業別労働組合またはその準備会」のみに限定

□総同盟—「産業別、職業別及地域別の労働組合を以て組織す」

③連合も全労連も、規約に一般組合は出てこない

□連合—『連合の進路』に賛同した「産業別全国組織」で構成

□全労連—「産業別全国組合および都道府県労働組合で構成」

④同盟だけが「一般組合」を単位組織に数える規約だった

□同盟の組織構成は、「産業別全国組織」を単位としたが、「職業別全国組合および一般組合の全国組織は、産別組織とみなす」(規約第4条)

(2) イギリスにおける「合同機械労組＝産業別組合」論

①イギリスでは、合同機械労組は「産業別組合」とは見なされない場合がほとんど

②合同機械労組を「産業別組合」と見なそうとしたコールやジェームズ・ジェフェリーの研究

③それへの批判

□機械工業では、第一次大戦の前後に一般組合の労働者組合(WU)が半熟練労働者を先行的に組織した(ハイマン)(図表4)

□合同機械労組(AEU<ASEの後継組織>)が規約上、半熟練労働者へ開放したのはやっと1926年のことで、しかも、ほとんどの支部がこれに抵抗した。実際に半熟練労働者に働きかけ始めるのは1930年代後半以降になってのこと

□「産業別組合」になったと言われる根拠になったAEUの半熟練部会の組合員数が増えたのは、長い戦後不況の下で組合費が安い半熟練のセクションへ多くの熟練労働者が移っただけであった(クレイドン)

④合同機械労組(実態としてのクラフトユニオン)は、大陸欧州の産業別組合(熟練労働者を組織しているに過ぎないが、“これからそうなる”という意味での産業別組合)の実態とほぼ同じだった、という見方(ホブズボウム)もある

⑤合同機械労組はクラフトユニオンでもあり、産業別組合でもあり、多様な性格を持っているとする見方(ターナー)もある

(3) 日本における「合同機械労組＝産業別組合」論

- ①栗田健の場合—論理＝問題史、「産業別組合」、「産業別協約体制」＝最終段階説
- ②熊沢誠の場合—史実の究明、AEU＝「ほぼ産業別組合」論（1940年代）
- ③両者とも、ジェームズ・ジェフェリーズの研究を重視している

(4) 赤色労働組合インターナショナル（プロフィンテルン）の「産業別組合」論

- ①「純然たる職業別組織から産業別組織へ移行しなければならない」「関連する諸職業別労働組合の一つの労働組合への合同は革命的方法によっておこなわれなければならない」「工場や経営の労働組合に、そののち地域の会議、地方の会議、一国全体の会議に提起する」という戦略（「プロフィンテルン行動綱領」第46項）
- ②「産業別組織化の原則 [とは] …ある一つの企業のすべての労働者と職員は一つの労働組合の組合員とならなければならない [ことをいう]。『一つの企業に一つの労働組合を』と要約してもよい」（ロゾフスキー「プロフィンテルン行動綱領」解説）
- ③「一つの企業の全就業者を包括した工場評議会が最も自然的で最良の労働組合単位である。こうした工場評議会から有機的に産業別労働組合が発展してくる。このように産業別労働組合への移行は工場評議会がなければできない」（ロゾフスキー、同前）
- ④プロフィンテルン創立時の1919年頃では、イギリスの一般組合が最終的に構造化する1920年代末を見通せていない

3、戦後日本における「一般組合＝特殊」論

(1) 『労働事典』などに見る一般組合像—「過渡期」にのみ、「製造工業以外」の産業で、「イギリス」のみに成立したのか（図表5）

- ①「過渡期」：産業資本主義段階から独占資本主義段階への「過渡期」
- ②「製造工業以外」：交通、運輸、配達、建設など
- ③「イギリス」のみにあらわれた

(2) 実際はどうだったのか

- ①「過渡期」にとどまらず、様々な時期にあらわれ、現在も主要な組織形態の一つ
- ②「製造工業以外」どころか、自動車産業など工業部門も重要な組織的基盤
- ③「イギリス」だけではなく、多くの国々に見られる（ホブズボウム）

(3) イギリスでも一般組合の歴史研究は遅れていて乏しかった

- ①おおくの産業にまたがること、おおくの組織合同によって成立したことによる難しさ
- ②TGWUの1922年の結成までの歴史研究が、やっと1991年に出現
- ③報告者（浅見）の研究（1889-1929年を対象）は1980年代半ば

4、戦後日本における一般組合への注目

(1) 1950年代—合同労組

- ①総評による合同労組の組織化
- ②合同労組の諸類型——「職業別」「産業別」「一般」「中小労連」
- ③全国一般の結成（1960年）
- ④沼田稻次郎編『合同労組の研究』（1963年）
- ⑤「結局新しい組織形態に対応した交渉機構を作ることができず、小企業別組合を連合した『中小労連』の形にかたまっていった」（下山房雄）

(2) 1970年代—特定産業を軸とした一般組合

- ①運輸一般（1977年）、建設一般全日自労（1980年）、化学一般（1980年）
- ②中林賢二郎『現代労働組合組織論』（1979年）
- ③トラック輸送、タクシー、生コン、清掃などの中小企業で業種別の集団交渉の展開

(3) UA ゼンセンが日本最大の組合に（図表6、図表7）

- ①全織同盟（1946年）、ゼンセン同盟（1974年）、UI ゼンセン（2002年）、UA ゼンセン（2012年）
- ②本田一成『チェーンストアの労働組合』（2017年）

2 TGWU の歴史—その源流・成立・変遷

1、TGWU の源流（図表8）

(1) 「新組合」はいつから出てきたのか、定着したのか

- ①1870年代—1871年労働組合法（法認）、1875年共謀・財産保護法（刑事免責）
- ②1880年代—1889年ロンドン・ドックストライキと港湾一般労組の結成など質的変化
- ③1910年代—労働不安期（1910-14年）、戦時体制（1914-18年）における第二波

(2) 「新組合」の第一波—1889-90年

- ①港湾（ロンドン、リヴァプールなど）、ガス（ロンドンなど）などの「不熟練」層が好況局面や使用者団体の未結成などを背景に大規模に組織される（数百名程度の小規模な組織は以前から存在した）
- ②組織形態は、「産業別」のばあいと「一般」の場合とがあり、必ずしも「一般」が主流ともいえない（図表9）

- ③ロンドンの港湾は未組織による大規模ストライキの終結後に一般組合の結成
- ④キリスト教関係者などによる労働争議の仲裁
- ⑤1890年に海運業の使用者団体の結成・反撃、1892年頃からの景気後退などの要因で、ガス一般労組などを除き、新組合のほとんどが崩壊する
- ⑥「新組合」が当初の組織化した業種で崩壊すると、景気変動の影響を受けにくい業種やその工場・事業所などに拠点を移して、「一般」化するケースがあった

(3) 「新組合」の第二波—1910年代

- ①1910年代の「新組合」の第二波で1889-90年に組織されたものの、結局、崩壊した組織が復活
- ②機械工業など、第一波では組織されなかった産業の半熟練・不熟練層が組織化された
- ③第一波の時よりも、より貧困な労働者層を組織し、組合員数が激増
「実質賃金に関するかぎり おそらく1900年あたりには改善が止まった。このことは、たぶん、第一次大戦直前の数年間にきわめてはげしく広範な労働争議が起こった主な理由であった」 (ホブズボウム『産業と帝国』)
- ④革命的サンジカリズムなどの労働運動思想の普及

(4) 大合流の模索と組織論の論争—1910年代

- ①運輸の大産業別連合体：全国運輸労働者連合（港湾やバスなど道路輸送）
- ②一般組合の協議体：全国一般労働者連合（ガス、自治体と港湾など）
- ③産業＝大産業別結集の背景—業種別（港湾、市街鉄道、バス、トラックなど）の交渉機構・全国協約の成立
- ④「連合」の組織体としての限界から「合同」へ
- ⑤「合同」の範囲と組織論をめぐる論争とその背景
 - 地方本部に強力な専従体制を設置するだけで、内部組織論を欠いた「幅広」結集論（公営ガスと自治体の現業を組織していた全国一般労組など）
 - 港湾に限定した「産業別結集」論（合理化や登録制が進んでいたリヴァプールの港湾労組など）
 - 内部組織論＝トレード・グループ制（業種別委員会）による一大結集論（ロンドンの港湾一般労組）

2、TGWUの成立（図表8）

(1) TGWUの源流—どのような労働者を組織したのか

- ①港湾：ロンドンとリヴァプールを拠点とした2つの全国的な港湾労組など
- ②水運：河川、運河などロンドンのドック・ストライキ以前から存在した労組

- ③道路旅客輸送：急速に馬車から自動車化したロンドンバスの2つの労組の統一組織
- ④道路貨物輸送：馬車が依然主力で、未組織の小零細が多く、他の競合組合も多い業種
- ⑤港湾・海運のホワイトカラー：ロンドンの港湾一般労組の活動に刺激を受ける
- ⑥その他：製粉業などの労働者が一般グループの内部に部会を設置

(2) TGWU の成立過程—1920-22年

- ①2つの港湾労組のイニシアティブ
- ②合同の呼びかけにおける産業＝運輸
- ③組織合同の法的な条件の緩和—1917年の労働組合（合同）法
- ④1922年1月に14組合が合同＝成立、組合員数約30万人

(3) 成立した TGWU は、産業別組合であって、一般組合ではなかった

- ①基本的な性格は、「港湾・道路輸送労働者の産業別組合」（ホブズボウムやハイマン）
- ②運輸のうち、海員と鉄道はそれぞれ別個の産業別組合を組織（現在はこの2つが合同した組合 RMT になっている）
- ③合流した組合のうち、一般組合としての性格を持っていたのは、港湾の合理化が遅れ、組合員を特定業種に限定しない傾向が見られたロンドンの港湾一般労組くらい
- ④結成当初の本部は、最大勢力のロンドンバス労働者の組合の本部
- ⑤初期における内外の困難：港湾労働者のセクショナルな分裂行動、1926年ゼネストの敗北、1920年代の不況と世界恐慌
- ⑥産業別交渉機構の不安定

(4) その後の組織合同による一般組合への性格変化—「2度目」の成立

- ①1924年に、ガス産業や自治体現業の労働者を中心に一般・自治体労組（GMWU）を結成（現在は、イギリス第三位の組合の GMB）
- ②1919年に、機械工業を基盤とする労働者組合（WU、1898年結成）が50万人に達し、イギリス最大組合に（図表10）
- ③第一次大戦後の反動不況による失業と組合給付の支出急増で、労働者組合（WU）の組合員が10万人まで激減、財政困難に陥る
- ④1920年代末における TGWU と労働者組合（WU）の合同（一般組合が TGWU と GMWU の二大組織に整理される）
- ⑤合同後の TGWU にとっては、機械工業などが新しい組織基盤に加わる

3、TGWU の成立以降の諸段階

(1) 1930年代から戦時体制へ—機械工業における拡大

- ①軍需生産＝機械工業の拡大
- ②TGWU 内で、旧労働者組合 (WU) の組織的な基盤が復活
- ③1937年に TGWU がイギリス最大組合に (1993年の公務・公共部門の UNISON の結成によって首位は交代)

(2) 第二次大戦後—経済危機下での産業別交渉と反共産主義

- ①敗戦国の世界市場への復帰、福祉国家の財政負担、冷戦下の軍事費負担で経済危機へ
- ②産業別団体交渉の拡大と国家の所得政策 (賃金抑制政策)
- ③共産党の賃金政策と職場活動
- ④組合機関の役職から共産主義者を排除する規約改正 (TGWU など数組合)

(3) 1960-70年代—職場交渉の拡大と左派の進出

- ①経済危機への3つの対応策—所得政策、生産性交渉、組合の法的規制
- ②所得政策の失敗、生産性交渉と職場交渉の拡大、職場組織と左派の進出
- ③反共産主義規定の撤廃

(4) 新自由主義の下での組織と運動の大きな後退

- ①1979年のサッチャー保守党政権の成立
- ②企業倒産、失業率の上昇
- ③反組合的な法制の強硬策と活動家の解雇
- ④経営側の人的資源管理 (HRM) の導入と労働者の個別管理の普及
- ⑤組合員数の半減—TGWU も (図表11)
- ⑥産業別交渉機構は、建設産業などを除き、ほぼ全面的な崩壊
- ⑦企業別・事業所別交渉が支配的な傾向に
- ⑧労働協約適用率の激減 (図表12)

(5) Unite の結成 (図表13)

- ①Unite (2007年結成)—TGWU と Amicus (旧合同機械電機労組 AEEU とホワイトカラー労組 MSF の組織合同によってできた組合) との合同によってイギリス最大組合 (約120万人) に
- ②両組合とも左派書記長による合同の主導 (TGWU 側は、1950年代後半以降、中間左派か左派であったが、AEU、AUEW、AEEU、Amicus 側は1970年代後半以降、長期にわたって右派であった)

- ③当初、TGWU、Amicus、GMBの3組合による合同を模索したが、GMBは途中で合同協議から離脱（組織論の相違が理由）
- ④Uniteの結成によるイギリスの労働組合組織構造の変化—デュアル・ユニオニズム（熟練と半熟練・不熟練との二層、ブルーカラーとホワイトカラーの分離する組織構造）からコングロマリット・ユニオニズム（熟練および半熟練・不熟練のブルーカラーを縦断するだけでなく、ホワイトカラーも糾合し、産業横断的な巨大労組）へ

3 TGWUの組織論—団体交渉と組織構造の変化

1、イギリスにおける団体交渉の変遷

(1) 団体交渉の主要な段階の変遷

- ①産業別の全国交渉の未成立の時期—19世紀後半から第一次大戦前まで
 - 仲裁・調停の役割
 - 地域の使用者団体（建設や機械工業）との交渉・協約や工場別・企業別交渉
- ②産業別の団体交渉機構の形成—第一次大戦から戦間期にかけて（図表14）
 - 戦時労働体制
 - 大戦前に港湾、戦後直後に市街鉄道・バス・トラックなどにおける全国交渉機構・協約の成立
 - 一般組合のトレード・グループ単位での加盟する機械工業などの産業別組合連合体を通じるか、単独での産業別交渉機構への参加
- ③国家の介入・支援による産業別交渉の促進
 - 産業別の組合間合同交渉の促進—1916・18年のホイットレー委員会（合同労使協議会や工場委員会の設立を奨励）
 - 国家による組合合同の法的条件の緩和—労働組合（合同）法（1917年）
 - TGWUによる産業別交渉機構への積極的な参加
 - 戦後不況、1926年ゼネストの敗北、世界恐慌における団体交渉機構の後退・停滞
- ④第二次大戦の戦時労働体制と工場における労使協議、職場委員運動
- ⑤戦後の産業別全国交渉の拡大と職場交渉
- ⑥1960-70年代における職場交渉の拡大—その背景と労働組合の対応
 - 背景としての生産性交渉
 - 労働組合の対応とその問題点
- ⑦産業別交渉機構の衰退—1970年代以降（図表15）
 - 交渉機構の衰退
 - 労働組合側による職場交渉の極端な重視と産業別交渉の軽視・放棄（図表16）

(2) TGWU の団体交渉論の特徴と問題点

- ①ベヴィンの場合—「規律のある軍隊」＝中央集権主義と産業別交渉（図表17）
- ②ジョーンズの場合—「業種」を否定した組織改革と職場交渉論（図表16、17）

2、TGWU の組織論—基本構造の意義と「改革」の問題点

(1) 基本構造

- ①二重の構成—「地域」と「業種・職種」（図表18）
 - 地域（当初は11地域）
 - トレード・グループ（当初は6グループ）
- ②トレード・グループ制は、「ブリストル・モデル」か、「アメリカ AFL からの輸入」か
- ③もう一方の巨大一般組合である GMB の「地域」重視、業種別部会の導入とその限界
- ④一般組合としての組織論ではなく、産業別組合の組織論として出発
- ⑤のち、一般組合の組織論にもなる
- ⑥ナショナルセンターの組織論との関係（図表19）

(2) 職場支部の重視へシフト—1960年代以降

- ①伝統的な支部の組織形態
 - TGWU は業種別地域支部、合同支部が中心で、一部は車庫別支部や居住地域別支部
 - 合同機械労組は居住地域別支部、炭労や印刷労組は職場支部
- ②1960年代以降は、職場交渉の発展と事業所の大規模化に伴って、職場支部の重視へ
- ③職場の「マルチ・ユニオニズム（複数組合の組織状況）」と職場委員組織
 - 職場には、熟練度別・階層別の組合組織が複数存在
 - 工場・事業所段階は、合同職場委員会を組織
 - 企業の段階は、合同職場委員会を基礎とした連合職場委員会を形成
- ④現在の Unite の支部の基本形態は、職場支部

(3) 地区委員会体制の導入—「職場」・「業種」・「地域」の相互関係

- ①地区委員会という組織
 - 合同機械労組⇒労働者組合（WU）⇒TGWU の一部での“支部代表者委員会”
- ②1968年の規約改正「必要などころでの導入を行う」
- ③1970年代における職場交渉の拡大と地区委員会体制の導入（図表20）
- ④「業種別」型か、「合同」型（「地区労」型）か—ジョーンズ書記長の下での「合同」型の拡大・普及（図表16、18、21）
- ⑤地方段階のトレード・グループ委員会の機能停止、弱体化、廃止も起こった（図表16）

- ⑥合同機械労組の地区委員会の機能は、工場の職場委員会のコントロールと地域内の居住地域別支部への指導
- ⑦TGWU の地区委員会の役割は、交渉の当事者ではなく、工場・事業所別交渉の調整・点検と政治的キャンペーンの舞台
- ⑧「業種—地域—職場」のトライアングルが重要（図表22）

3、組織拡大と組織の運営

（1）組織拡大—2つの方法

- ①未組織労働者の組織化
 - 既存の組織対象領域における組織化
 - 組織対象の拡大による組織化
- ②組合合同
- ③一般組合でさえも組織拡大には消極的になる条件がある
- ④オープン・ユニオンにおける「内部貴族」の形成と保守化（ターナー）
- ⑤TGWU の場合
 - ドック労働者
 - ロンドンバス労働者
 - 自動車産業労働者

（2）組織合同政策

- ①組織合同にとっての「受け皿」としてのトレード・グループ制の意義（図表23）
 - クラフトユニオンとも合同を進め、グループ内に「クラフトセクション」を設置
 - 組織合同を目指し、他の産業別組合に対抗する新しいグループの創出
- ②組織合同の際の論点
 - 組合民主主義（専従役員が選挙制か任命制か、中央執行委員が非専従組合員のみか否か）の相違
 - 合同する各組合の専従役員の処遇
 - ユニオン・リーダーの政治的な性格の同質性と確執
- ③合同の2つの種類
 - 「守りの合同」（defensive merger）か、「攻めの合同」（aggressive merger）か

（3）組合員の定着化政策

- ①チェックオフ制の促進—1965年以降
- ②クローズドショップ制の支持—1969年以降
- ③定着化政策の効果（図表24）

(4) 財政

- ①財政の構造—中央本部・地方本部を重視
- ②財政におけるトレード・グループの自治権の欠如
参考：組合費の国際比較（図表25）

(5) ユニオン・リーダーと組織運営（ターナー）

- ①三層論
 - 専従役員
 - 活動家
 - 一般の組合員
- ②組織運営の3つの類型（図表26）
 - 排他的民主主義：一般の組合員による全員参加型
 - 貴族政：活動家集団主導型
 - ポピュラー・ボスダム：カリスマ的指導者ら（専従役員）と受動的な一般の組合員

(6) 「基幹的労働者」論—「半熟練労働者」概念の形成

- ①ウェブの「戦略的地位＝基幹的立場」（strategic position）論（図表27）
- ②主体形成論の性格をもって組合用語として出発した「半熟練労働者」（semi-skilled worker）概念の形成（図表28）
- ③「熟練」とは何か
 - 「客観的なもの」（通説）か、組合による「力尽くのもの」（ターナー）か
 - skilled と organised はほぼ同義語だった
- ④労働者の呼称、労働組合の名称の変化
 - ティレットの labourer という呼称への批判、造語としての「ドッカー（docker）」
 - 組合名称の変更
 - Dock, Wharf, Riverside and General Labourers' Union から
 - Dock, Wharf, Riverside and General Workers' Union へ

[報告者の論文]

- 浅見和彦「運輸・一般労働者組合の歴史と源流—合同過程と組織論を中心に—（上）・（下）」『大原社会問題研究所雑誌』1986年10月、11月。
- 浅見和彦「運輸・一般労働者組合（TGWU）の組織改革—1960年代後半以降の展開とその歴史的性格」『専修経済学論集』1992年10月。
- 浅見和彦「運輸・一般労組（TGWU）の組合改革・再論—その思想と組織論の含意」『専修経済学論集』2004年7月。